

## 美しい樹木・樹林保存事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の身近な緑の保全に対する意識をより高めるとともに緑豊かなまちづくりを推進するため、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号。以下「法」という。）に基づき、本市が指定した保存樹及び保存樹林の保存を図る事業（以下「美しい樹木・樹林保存事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において美しい樹木・樹林保存事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(補助金交付対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる美しい樹木・樹林保存事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 法第2条の規定に基づき指定された保存樹又は保存樹林（以下「保存樹等」という。）であること。
- (2) 保存樹等の樹勢が低下し、枯損防止のための樹勢回復の措置が必要であること。
- (3) 保存樹等の所有者又は管理者が行うものであること。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 保存樹  
保存樹の枯損防止に要する経費
- (2) 保存樹林  
保存樹林を構成する樹木の枯損防止に要する経費（ただし、樹木1本につき、20万円を限度とする。）

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号に応じた額を限度とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。

- (1) 保存樹  
保存樹1本につき、対象経費の額の2分の1の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額（その額が10万円を超えるときは、10万円）とする。))
- (2) 保存樹林  
保存樹林1か所につき、対象経費の額の2分の1の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額（その額が30万円を超えるときは、30万円）とする。))

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、保存樹等の枯損防止に係る業務に着手する日の14日前までに、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 業務に係る見積書の写し
- (4) 付近見取図
- (5) 施工前写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、前項の交付の決定に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による調査により、補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をし、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（計画変更の承認）

第7条 前条第3項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第12条第1項各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく事業計画変更申請書（様式第6号）に次の書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業変更計画書（様式第7号）
- (2) 収支予算変更内訳書（様式第8号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（実績報告等）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から40日を経過した日又は当該補助事業の事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し

- (4) 施工中及び施工後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による提出を受けた場合において、事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該提出に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第12号）により補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、補助事業者について、規則第18条第1項に定めるところによるほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定若しくは補助金の交付の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（委任規定）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月24日から施行する。
- 2 施行の日から平成21年9月30日までの間は、同年4月1日以後に保存樹等の枯損防止に係る業務に着手したものに限り、第5条の規定にかかわらず、同条の規定による補助金の交付の申請をすることができる。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。